

秋田県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

令和4年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
グループホーム美里園	山本郡藤里町藤琴字家の後 135-5	認知症対応型共同生活介護、介護 予防認知症対応型共同生活介護	令和4年1月31日